

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

資料番号	6	担当課	私学文書課		
法令名	公益信託ニ関スル法律	根拠条項	2 1	許認可等の内容	公益信託の許可
<p>1.法令の定め(許可要件) 公益信託ニ関スル法律 第2条 信託法第258条第1項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ノ内学術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニ付テハ受託者ニ於テ主務官庁ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ</p> <p>2.審査基準 総理府、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省、自治省告示第1号 民法(明治29年法律第89号)第83条ノ3第3項及び信託法(大正11年法律第62号)第75条第2項の規定に基づき、都道府県の知事その他の執行機関が公益法人及び公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を処理するに当たりよべき基準を次のように定め、平成12年4月1日から施行することとしたので、告示する。</p> <p>第1 都道府県の知事その他の執行機関(以下「都道府県知事等」という。)が公益法人及び公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を処理するに当たっては、次の各号に掲げる閣議決定等によるものとする。なお、第1号に掲げる「公益法人会計基準(改正)について」中「主務官庁」とあるのは「都道府県の知事その他の執行機関」と、第2号に掲げる「休眠法人の整理に関する統一的基準」中「主務官庁」及び「各府省大臣」とあるのは「都道府県の知事その他の執行機関」と読み替えるものとする。</p> <p>1 公益法人会計基準(改正)について(昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定) 2 休眠法人の整理に関する統一的基準(昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定) 3 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について(平成8年9月20日閣議決定。ただし「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」に関する部分を除く。) 4 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ) 5 「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」について(平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ) 6 公益信託の引受け許可審査基準等について(平成6年9月13日公益法人等指導監督連絡会議決定)</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

資料番号	6	担当課	私学文書課		
法令名	公益信託ニ関スル法律	根拠条項	2 - 1	許認可等の内容	公益信託の許可
<p>公益信託の引受け許可審査基準等について(平成6年9月13日公益法人等指導監督連絡会議決定)</p> <p>公益信託の引受け許可審査の基準は、少なくとも次の各項の趣旨に添うものとする。なお、信託行為の変更についても、次の各項の趣旨に反することとなるような場合は、これを認可しない。</p> <p>1 目的</p> <p>公益信託は、公益の実現すなわち、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならない。従って、次のようなものは、引受けを許可しない。</p> <p>ア 委託者と特定の関連を有する者又は同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの。</p> <p>イ 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの。</p> <p>ウ 特定個人の精神的又は経済的支援を目的とするもの。</p> <p>2 授益行為</p> <p>公益信託の授益行為は、次の事項のすべてに適合していなければならない。</p> <p>ア 当該公益信託の目的に照らし、適切な内容のものであること。</p> <p>イ 授益行為の内容は、原則として、助成金、奨学金、奨励金、寄附金等の支給若しくは物品の配付のような資金又は物品の給付であること。</p> <p>ウ 授益行為が信託行為上具体的に明確にされていること。</p> <p>エ 営利事業として行うことが適当と認められる性格及び内容のものでないこと。</p> <p>3 名称</p> <p>公益信託の名称は、その目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならない。</p> <p>従って、次のような名称は適当でない。</p> <p>ア 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称</p> <p>イ 既存の法人又は公益信託と誤認させるおそれのある名称</p> <p>ウ 当該公益信託の授益行為の範囲とかけはなれた名称</p> <p>4 信託財産</p> <p>公益信託は、その目的を達成するため、授益行為を継続するのに必要な確固とした財産的基礎を有していなければならない。従って、少なくとも次の事項に適合していなければならない。</p> <p>ア 引受け当初の信託財産の運用によって生ずる収入により、その目的の達成に必要な授益行為が遂行できる見込みであること。ただし、信託財産の取崩しを内容とする公益信託にあっては、信託財産により、その目的の達成に必要な授益行為が存続期間を通して遂行できる見込みであること。</p> <p>イ 価値の不安定な財産、客観的な評価が困難な財産又は過大な負担付財産が、上記「ア」の財産の中の相当部分を占めていないこと。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

資料番号	6	担当課	私学文書課		
法令名	公益信託ニ関スル法律	根拠条項	2 - 1	許認可等の内容	公益信託の許可
<p>5 信託報酬 公益信託の引受けに係る受託者への報酬については、信託行為に明確に定めるものとし、その額は信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること。</p> <p>6 機関 (1) 公益信託は、その適正な運営を確保するため、信託管理人を置き、及び運営委員会等を設置していなければならない。 (2) 公益信託の受託者、信託管理人及び運営委員会等の機関は、当該公益信託の健全かつ継続的な運営を可能とするようなものでなければならない。従って、各機関については、その事務の内容が信託行為上明確にされているとともに、少なくとも次の事項に適合していなければならない。</p> <p>ア 受託者 受託者は、適切な管理運営をなし得る能力を有するもので、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富であること。</p> <p>イ 信託管理人 信託管理人は、当該公益信託の目的に照らして、これにふさわしい学識、経験及び信用を有するものであること。 信託管理人は、委託者又は受託者と親族、使用人等特別の関係を有する者でないこと。 信託管理人は、原則として、個人であること。</p> <p>ウ 運営委員会等 運営委員会等の構成員の数は、当該公益信託の実態からみて多すぎないこととし、特別の理由がある場合を除き5人から10人程度であること。 運営委員会等の構成員は、当該公益信託の目的たる授益行為について深い学識経験を有する個人であること。 運営委員会等の構成員の相当部分が同一家族で占められていないこと等適正な運営が行われるような構成であること。 運営委員会等は、構成員の多数の意思が適正に反映されるよう会議の成立要件及び議決要件が定められていること。 構成員の任期は、あまり長期でないこと。</p>					